

令和5年

上砂川町議会会議録

第4回 臨時会
第4回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和5年第4回臨時会

(12月6日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
議案第33号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算(第5号)(原案可決)	4
閉会の宣告	6

令和5年第4回定例会

第1号(12月13日)

議事日程	9
会議録署名議員	9
開会の宣告	10
開議の宣告	10
会議録署名議員指名について	10
会期決定について	10
諸般の報告	10
越前等の第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	10
越前等の第2回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	11
副議長の第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告	11
議長の石狩川流域下水道組合議会第2回定例会結果報告	12
議長の第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	12
例月出納検査結果報告(9・10・11月分)	12
町長行政報告	12
教育長教育行政報告	13
議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	13
議案第35号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	13

議案第36号	上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について	15
議案第37号	空知中部広域連合規約の一部変更について	18
議案第38号	令和5年度上砂川町一般会計補正予算(第6号)	19
議案第39号	令和5年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	23
議案第40号	令和5年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)	24
休会について		25
散会の宣告		26

第 2 号 (12月15日)

議事日程		29
会議録署名議員		29
開議の宣告		30
会議録署名議員指名について		30
一般質問		30
藏 根 高 史		30
総務課長 鷺尾仁志		31
小 澤 一 文		32
教育次長 米田淳一		33
総務課長 鷺尾仁志		34
町長 奥山光一		35
笹 木 笑 子		35
総務課長 鷺尾仁志		36
副町長 林智明		37
議案第34号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	37
議案第35号	特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について(原案可決)	37
議案第36号	上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	37
議案第37号	空知中部広域連合規約の一部変更について(原案可決)	37
議案第38号	令和5年度上砂川町一般会計補正予算(第6号)(原案可決)	37
議案第39号	令和5年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)(原案可決)	37
議案第40号	令和5年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)(原案可決)	37
調査第4号	所管事務調査について(許可)	40
派遣第4号	議員派遣承認について(承認)	40
追加日程について		40
議案第41号	令和5年度上砂川町一般会計補正予算(第7号)(原案可決)	41
年末挨拶		43
閉会の宣告		45

出席議員

議席 番号	氏 名	4 臨	4 定	
		12. 6	12. 13	12. 15
1	石 田 浩 二	○	×	×
2	藏 根 高 史	○	○	○
3	笹 木 笑 子	○	○	○
4	小 澤 一 文	○	○	○
5	越 前 等	○	○	○
6	伊 藤 充 章	○	○	○
7	吉 川 洋	○	○	○
8	高 橋 成 和	○	○	○

説明のため出席した者

役職名	氏名	4 臨	4 定	
		12. 6	12.13	12.15
町長	奥山光一	○	○	○
副町長	林智明	○	○	○
教育長	飯山重信	○	○	○
監査委員	横林典夫	○	○	○
監査事務局長	浅利基行	○	○	○
総務課長	鷲尾仁志	○	○	○
企画課長	山崎数浩	○	○	○
建設環境課長	内野博之	○	○	○
住民課長	白土ゆかり	○	○	○
福祉課長	戸田晋一	○	○	○
健康推進課長	林孔美	○	○	○
教育次長	米田淳一	○	○	○

事務局職員出席者

職名	氏名	4 臨	4 定	
		12. 6	12.13	12.15
議会事務局長	浅利基行	○	○	○
総務係長	齊藤弥生	○	○	○

第 4 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和 5 年

上砂川町議会第 4 回臨時会会議録（第 1 日）

12月6日（水曜日）午前10時00分 開 会
午前10時07分 閉 会

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 会期決定について

12月6日 1日間

第 3 議案第 33号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）

○会議録署名議員

6番 伊 藤 充 章 7番 吉 川 洋

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。
理事者側につきましては、全員出席しております。
定足数に達しておりますので、令和5年第4回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、伊藤議員、7番、吉川副議長を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 次に、日程第2、会期決定について議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第33号

○議長（高橋成和） 次に、日程第3、議案第33号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第33号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,630万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月6日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第33号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款国庫支出金5,230万円の追加で、2億6,571万3,000円となります。

2項国庫補助金5,230万円の追加で、1億1,552万円となります。

歳入合計が5,230万円の追加で、32億6,630万円となります。

2、歳出、3款民生費5,230万円の追加で、8億879万3,000円となります。

1項社会福祉費5,230万円の追加で、7億4,056万5,000円となります。

歳出合計が5,230万円の追加で、32億6,630万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、3款1項9目価格高騰重点支援給付事業費5,230万円の追加で、7,668万円となります。

資料ナンバー1をご参照願います。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業の概要であります。目的であります。国のデフレ完全脱却のための総合経済対策により物価高に伴う影響を被る低所得世帯等の家計の下支えと地域経済の回復を図るため、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等への追加的な支援として、今夏実施した価格高騰重点支援給付事業に追加給付を行うもので、対象は令和5年12月1日において上砂川町に住所を有する令和5年度住民税非課税世帯740世帯で、支給額は1世帯当たり7万円、事業費は事務費を含め5,230万円、支給開始日は令和5年12月下旬を予定しております。

予算書にお戻り願います。3節職員手当等5万円の追加は時間外手当の計上、10節需用費8万6,000円の追加は消耗品と案内返信用封筒の印刷製本費の計上、11節役務費14万2,000円の追加は郵便料と振込手数料の計上、12節委託料16万4,000円の追加は給付管理システム業務委託料の計上、13節使用料及び賃借料5万8,000円の追加は事務用機器借り上げ料の計上、18節負担金、補助及び交付金5,180万円の追加は価格高騰重点支援給付金740世帯分を計上するものであります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、14款2項2目民生費補助金5,230万円の追加は、全額国庫補助金を計上するものであります。

以上であります。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第33号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本臨時会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和5年第4回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

（閉会 午前10時07分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 伊 藤 充 章

署 名 議 員 吉 川 洋

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 5 年

上砂川町議会第 4 回定例会会議録（第 1 日）

12月13日（水曜日）午前10時00分 開 会
午前11時01分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
12月13日～12月15日
3日間
- 第 3 諸般の報告
- 1) 議会政務報告
 - 2) 第 2 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（越前議員）
 - 3) 第 2 回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告（越前議員）
 - 4) 第 2 回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告（副議長）
 - 5) 石狩川流域下水道組合議会第 2 回定例会結果報告（議長）
 - 6) 第 2 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（議長）
 - 7) 例月出納検査結果報告（9・10・11月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 議案第 34 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 35 号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 36 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 37 号 空知中部広域連合規約の一部変更について
- 第 10 議案第 38 号 令和 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 11 議案第 39 号 令和 5 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 12 議案第 40 号 令和 5 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- ※ 議案第 34 号～第 40 号までは、提案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

2 番 藏 根 高 史 3 番 笹 木 笑 子

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は、石田議員が体調不良のため欠席により7名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和5年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番、藏根議員、3番、笹木議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 次に、日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から15日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から15日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（高橋成和） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでございますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきます。

次に、第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会と第2回砂川地区広域消防組合議会定例会の結果報告について報告を求めます。越前議員。

○5番（越前 等） 令和5年第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和5年11月27日月曜日午前10時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 令和4年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（北海道市町村職員退職手当組規則の一部変更について）、報告第1号 事務報告書の提出について、報告第2号 定期監査報告について、報告第3号 例月出納検査報告について。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致で原案のとおり可決、認定、承認されましたので、ご報告いたします。

続きまして、令和5年第2回砂川地区広域消防組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和5年11月27日月曜日午前11時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第1号 砂川地区広域消防組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 砂川地区広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 令和4年度砂川地区広域消防組合会計決算の認定を求めることについて、議案第4号 財産の取得について、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（北海道市町村職員退職手当組規則の一部変更について）、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月出納検査報告について。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致で原案のとおり可決、認定、承認されましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次に、第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会の結果報告について報告を求めます。吉川副議長。

○副議長（吉川 洋） 令和5年第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会が開催されましたので、ご報告をいたします。

日時は、令和5年11月24日金曜日午前11時。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしましては、報告第1号 専決処分について（令和5年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計補正予算（第1号））、報告第2号 専決処分について（北海道市町村職員退職手当組規則の変更について）、報告第3号 定期監査報告について、報告第4号 例月現金出納検査報告について、認定第1号 令和4年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和4年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和4年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和4年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり承認、認定されましたので、ここにご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次に、石狩川流域下水道組合議会第2回定例会と第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会の結果報告については、一括して私から行います。

最初に、令和5年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和5年11月30日木曜日午後1時から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしまして、報告第1号 専決処分について（北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について）、報告第2号 定期監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告について、報告第4号 令和4年度決算に係る資金不足比率について、議案第1号 令和5年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第2号）、認定第1号 令和4年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり承認、可決、認定されましたので、ご報告いたします。

続きまして、令和5年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和5年11月24日金曜日午後2時15分から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしまして、選挙第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長の選挙について、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告について、認定第1号 令和4年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。

結果でございますが、慎重審議の結果、副議長に深川市議会、村上誠議員が当選されたほか、各議件とも全会一致、原案のとおり承認、認定されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

次に、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の9月、10月、11月分のとおりでございますので、御覧いただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（高橋成和） 次に、日程第4、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします令和5年第3回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について

て特段報告申し上げる事項はございませんが、町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでございますので、お目通し願ひまして、町長行政報告とさせていただきます。

○議長（高橋成和） 以上で町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（高橋成和） 次に、日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育長行政報告を申し上げます。

令和5年第3回定例会から本定例会まで特に報告する事項がございませんので、町内外の主要な行事、会議につきましてはお手元に配付しております行政報告書を御覧いただき、教育行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎議案第34号 議案第35号

○議長（高橋成和） 日程第6、議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第7、議案第35号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第34号及び議案第35号について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

初めに、議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与について人事院勧告に準じた改定を行うため、関係条項を改正するものであること。

次に、議案第35号でございます。議案第35号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、特別職の職員及び町議会議員の期末手当について人事院勧告に準じた改定を行うため、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、条例中別表の内容が相当量となっておりますので、

読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、別表の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） それでは、ご指示により、議案第34号及び議案第35号について一括して内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、一般職の月例給とこれに特別職及び議会議員の期末手当を含めた期末、勤勉手当について令和5年人事院勧告に準じた改正を行うものでございます。

お手元に配付しております資料ナンバー1を御覧ください。初めに、人事院勧告に基づく給与等の改定についてですが、人事院では官民給与比較の調査の結果、民間給与が国家公務員給与を上回ることになり、その較差是正のため給与の引上げ勧告を行っております。主な勧告内容であります。1の令和5年度給与勧告の概要にありますとおり、民間給与との較差3,869円を解消するため、初任給で大卒1万1,000円、高卒1万2,000円を引き上げ、若年層の俸給月額を平均で1.1%引き上げるとともに、期末、勤勉手当について現行4.4か月から4.5か月と0.1か月の引上げとなるものであります。

なお、支給月数の内訳といたしまして、本年度においては6月期に2.2月、12月期に2.3月を支給、次年度以降は6月期に2.25月、12月期に2.25月を支給することとし、既に支給済みである給料の引上げ分は実施時期である令和5年4月1日に遡及して支給するものでございます。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー2及び資料ナンバー3の新旧対照表をご参照願います。

以上が改正の内容の説明となりますが、議長のお取り計らいによりまして条例中別表の読み上げは省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、本文に参ります。初めに、議案第34号でございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「「100分の120」」を「「100分の125」」に、「「100分の67.5」」を「「100分の70」」に改める。

第17条第2項中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項ただし書中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1、別表第3及び別表第4を次のように改める。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第4号）の一部を次

のように改正する。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「「100分の125」」を「「100分の122.5」」に、「「100分の70」」を「「100分の68.75」」に改める。

第17条第2項中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項ただし書中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

続きまして、議案第35号でございます。特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「100分の220」を「100分の225」に改め、同項第2号中「100分の220」を「100分の225」に改める。

(上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「100分の220」を「100分の225」に改め、同項第2号中「100分の220」を「100分の225」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当に関する特例措置)

2 令和5年度に限り、12月に支給する期末手当の額は、改正後の条例の規定中「100分の225」とあるのを「100分の230」と読み替えて適用する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第36号

○議長（高橋成和） 次に、日程第8、議案第36号 上砂川町税条例の一部を改正する条

例制定について議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第36号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は住民課長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） それでは、ご指示によりまして、議案第36号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー4を御覧ください。このたびの改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税について被保険者の産前産後期間に関わる保険税額を減額する制度が創設されたことに伴い、本町の税条例に關係条項を規定するものでございます。

改正の内容でございますが、産前産後期間は胎児数により異なりまして、胎児数が1人の単胎妊娠の場合は出産予定月の1月前から出産予定月の翌々月までの4月分、胎児が2人以上の多胎妊娠の場合には出産月の3月前から出産月の翌々月までの6月分の保険税を減額するもので、令和6年1月1日が施行日となりますことから、令和5年11月以降に出産、または出産予定の被保険者から適用となります。具体的には、均等割額及び所得割額の1月分の税額を算出し、産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を年税額から減額するものでございます。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー5の新旧対照表をご参照願います。

本文に入ります前に、申し訳ございませんが、議案の訂正をお願いいたします。議案本分の次のページ、上から3行目、第6号の2行目になりますが、後段にあります被保険者均等（第1項というところを被保険者均等割額というふうに訂正をお願いいたします。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町税条例の一部を改正する条例。

上砂川町税条例（昭和25年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第163条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等

割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第143条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第145条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第146条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第147条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第148条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第149条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第164条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第164条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の上砂川町税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後に期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第37号

○議長（高橋成和） 次に、日程第9、議案第37号 空知中部広域連合規約の一部変更について議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第37号 空知中部広域連合規約の一部変更について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、空知中部広域連合規約の一部を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、組織体制の強化を図るとともに安定的な業務運営を推進するため、空知中部広域連合規約の一部を変更するものであること。

以下、内容の説明は福祉課長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。戸田福祉課長。

○福祉課長（戸田晋一） それでは、ご指示により、議案第37号について内容の説明を申し上げます。

このたびの議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づく空知中部広域連合規約の変更に関するものでございます。

変更の内容でございますが、平成17年に規約を改正して以降20年近くが経過していることから、空知中部広域連合の組織体制のさらなる強化を図るとともに安定的な業務運営を推進するため、現在の執行機関である広域連合長、副広域連合長5人、会計管理者1人に加えて、新たに事務管理者1人を置くものであります。事務管理者は、広域連合長が広域連合議会の同意を得て関係市町の副市町長のうちからこれを選任し、その任期は関係市町の副市町長としての任期によるものとしております。また、事務管理者は、広域連合長を補佐し、規約第14条に規定する補助職員の担任する事務を監督することとなっております。このたびの規約の変更は、空知中部広域連合を構成する1市5町の議会において議決した後、北海道知事の許可を得るものであります。

なお、規約本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー6の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に入らせていただきます。空知中部広域連合規約の一部を変更する規約。

空知中部広域連合規約（平成10年7月6日市町村第784号指令）の一部を次のように変更する。

第11条第1項中「副広域連合長5人」を「副広域連合長5人、事務管理者1人」に改め、同条に次の1項を加える。

3 事務管理者は、広域連合長を補佐し、第14条に規定する補助職員の担任する事務を監督する。

第12条中第4項を第6項とし、第3項を第4項とし、第5項を第3項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 事務管理者は、広域連合長が広域連合議会の同意を得て、関係市町の副市町長のうちからこれを選任する。

第13条に次の1項を加える。

2 事務管理者の任期は、関係市町の副市町長としての任期による。

附則

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行し、令和6年4月1日から適用する。以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第38号

○議長（高橋成和） 次に、日程第10、議案第38号 令和5年度上砂川町一般会計補正予

算（第6号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第38号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,390万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億8,020万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和5年12月13日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第38号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款国庫支出金1,011万8,000円の追加で、2億7,583万1,000円となります。

1 項国庫負担金681万7,000円の追加で、1億5,586万2,000円となります。

2 項国庫補助金330万1,000円の追加で、1億1,882万1,000円となります。

15款道支出金339万4,000円の追加で、1億1,076万円となります。

1 項道負担金351万4,000円の追加で、9,766万8,000円となります。

2 項道補助金12万円の減額で、688万1,000円となります。

19款繰越金38万8,000円の追加で、1億886万5,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が1,390万円の追加で、32億8,020万円となります。

2、歳出、1 款議会費19万3,000円の追加で、3,728万1,000円となります。

1 項議会費、同額であります。

2 款総務費1,026万4,000円の追加で、4億2,700万3,000円となります。

1 項総務管理費696万3,000円の追加で、3億8,499万5,000円となります。

3 項戸籍住民基本台帳費330万1,000円の追加で、2,280万円となります。

3 款民生費1,689万6,000円の追加で、8億2,568万9,000円となります。

1 項社会福祉費1,314万4,000円の追加で、7億5,370万9,000円となります。

2 項児童福祉費375万2,000円の追加で、6,946万8,000円となります。

4 款衛生費45万2,000円の追加で、2 億1,764万6,000円となります。

1 項保健衛生費15万1,000円の追加で、1 億3,103万4,000円となります。

2 項清掃費30万1,000円の追加で、8,661万2,000円となります。

8 款土木費170万9,000円の減額で、3 億513万5,000円となります。

1 項土木管理費2 万8,000円の追加で、1 億1,409万2,000円となります。

2 項道路橋りょう費173万7,000円の減額で、1 億2,440万4,000円となります。

10 款教育費6 万円の追加で、1 億4,818万8,000円となります。

1 項教育総務費6 万円の追加で、1,710万1,000円となります。

13 款職員費1,225万6,000円の減額で、5 億4,819万3,000円となります。

1 項職員費、同額であります。

歳出合計が1,390万円の追加で、32億8,020万円となります。

次ページであります。第2表、繰越明許費。2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、事業名、住基・戸籍システム改修事業、事業費434万円、合計434万円。

事項別明細書8 ページ、歳出でございます。3、歳出、1 款1 項1 目議会費19万3,000 円の追加は、1 節報酬1 万3,000円の追加は構成替えによる追加、3 節職員手当等18万円の追加は人勧による追加であります。

2 款1 項1 目一般管理費225万3,000円の追加は、4 節共済費30万5,000円の追加は会計年度任用職員の異動と雇用保険料引上げによる追加であります。17 節備品購入費194万8,000 円の追加は、新年度採用予定職員の机、パソコン等の事務備品購入の追加であります。

9 目諸費80万円の追加は、令和3 年度、4 年度の法人税修正申告等に伴う還付金の追加であります。

11 目地域振興費391万円の追加で、1 億2,512万7,000円となります。10 節需用費116万円の追加は、シェアハウス客室3 部屋のエアコン設置費の計上であります。18 節負担金、補助及び交付金275万円の追加は、雪ん子まつり花火大会補助金として85万円の追加、創業支援補助金190万円の追加は札幌でラーメン店を経営した方が本町の住宅を購入し、ラーメン店を創業するため助成するものであります。

3 項1 目戸籍住民基本台帳費330万1,000円の追加で、2,280万円となります。12 節委託料434万円の追加は、マイナンバーカード等へのローマ字表記に係るシステム改修費の計上で、改修は令和6 年度となるため繰越明許とするものであります。18 節負担金、補助及び交付金103万9,000円の減額は、これまで総務省から市町村を經由し、システム機構に補助しておりましたが、今後総務省から機構に直接補助するため減額するものであります。

3 款1 項1 目社会福祉総務費1,279万円の追加で、3 億3,869万7,000円となります。12 節委託料21万円の減額は、地域活動支援センター業務補助金精算による精査で、19 節扶助費1,300万円の追加は障害者自立支援医療、更生医療による人工透析患者の増加によるものであります。

2目老人福祉費29万円の減額は、単位老人クラブ会員数減により4万円の減額、連合会補助金については繰越金に余剰があり、補助申請を辞退したことから25万円全額減額するものであります。

3目社会福祉施設費159万円の追加は、東山高齢者住宅、中央集会所の集会室へのエアコン設置費の計上であります。

5目地域包括支援センター費94万6,000円の減額で、2,657万8,000円となります。1節報酬5万円の追加は、会計年度任用職員の時間外の追加で、2節給料から18節負担金、補助及び交付金までは人勸と職員異動による精査であります。

2項1目児童福祉総務費49万9,000円の追加は、コロナ明けにより乳幼児医療の件数が増加していることから、11節役務費で手数料6万8,000円の追加、19節扶助費で43万1,000円を追加するものであります。

2目認定こども園等複合施設費325万3,000円の追加で、3,354万3,000円となります。10節需用費66万1,000円の追加は、床暖ボイラーの修繕費の計上であります。

資料ナンバー7をご参照願います。認定こども園におけるICT化の推進についてであります。目的は、現在は保護者と園双方がコドモンの機能を用いて登園管理や園のお知らせの配信などを行っておりますが、コドモンの付加機能を拡充することにより事務の効率化を図り、子供一人一人と向き合う時間を確保し、保育の質の向上を図るもので、事業概要であります。コドモンの付加機能拡充として保育ドキュメンテーション機能、発育・健康記録機能、動画配信機能を拡充するもので、このため各保育室に1台タブレットを配置し、併せて老朽化した事務用ノートパソコンの更新を行うものであります。運用開始日は、令和6年4月1日としておりますが、保育教諭がスムーズに利用することのできるよう令和6年1月から3月を準備期間とするものであります。

予算書にお戻り願います。13節使用料及び賃借料は、コドモン機能拡充分使用料として3万2,000円の追加、17節備品購入費171万5,000円の追加は各保育室タブレット6台分と事務用パソコン8台分の更新費用の追加であります。18節負担金、補助及び交付金84万5,000円の追加は、天使幼稚園に通園する町民が1名増えたことによる施設型給付費の追加であります。

4款1項1目保健衛生総務費31万6,000円の追加は、水道事業会計繰出金の追加であります。

3目環境衛生費16万5,000円の減額は、入札執行残による精査であります。

2項3目し尿処理費30万1,000円の追加は、石狩川流域下水道組合負担金の精査であります。

8款1項1目土木総務費2万8,000円の追加は、空き家対策協議会委員7名分の計上であります。

2項1目道路維持費173万7,000円の減額は、入札執行残による精査であります。

10款1項2目事務局費6万円の追加は、上砂川町学校再編委員15名分の計上であります。

13款1項1目職員給与費1,225万6,000円の減額は、人勸、職員異動に伴う精査と18節負担金、補助及び交付金の退職手当組合負担金については負担率変更に伴い大幅減額になるものであります。

次に、6ページ、歳入であります。2、歳入、14款1項1目民生費負担金681万7,000円の追加で、1億4,934万5,000円となります。1節社会福祉費負担金650万円の追加は、障害者自立支援医療歳出分の国庫負担2分の1を計上するもので、3節児童福祉費負担金31万7,000円の追加は民生費に計上した施設型給付費の国庫負担分の計上であります。

2項1目総務費補助金330万1,000円の追加は、個人番号カード交付事業は歳出同額を減額、住基・戸籍システム改修事業は歳出と同額を計上するものであります。

15款1項1目民生費負担金351万4,000円の追加で、8,152万6,000円となります。1節社会福祉費負担金325万円の追加は、障害者自立支援医療歳出分の道負担4分の1を計上するもので、3節児童福祉費負担金26万4,000円の追加は施設型給付費の道負担金の計上であります。

2目民生費補助金12万円の減額は、老人クラブ運営費の減額。

19款1項1目繰越金38万8,000円の追加は、前年度繰越金の計上であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第39号

○議長（高橋成和） 次に、日程第11、議案第39号 令和5年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第39号 令和5年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和5年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,895万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月13日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第39号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2款使用料及び手数料26万8,000円の減額で、2,843万2,000円となります。

1項使用料、同額であります。

5款諸収入17万7,000円の追加で、17万9,000円となります。

2項雑入17万7,000円の追加で、17万8,000円となります。

歳入合計が9万1,000円の減額で、1億4,895万9,000円となります。

2、歳出、1款下水道費9万1,000円の減額で、5,691万4,000円となります。

1項下水道整備費9万1,000円の減額で、4,711万1,000円となります。

歳出合計が9万1,000円の減額で、1億4,895万9,000円となります。

事項別明細書、歳出でございます。3、歳出、1款1項1目総務管理費9万1,000円の減額は、2節給料から4節共済費までは人勸による精査で、18節負担金、補助及び交付金15万7,000円の減額は流域下水道組合管理運営負担金は確定額による増額と退職手当組合負担金は負担率変更による減額との相殺によるものであります。

次に、4 ページ、歳入であります。2、歳入、2款1項1目下水道使用料26万8,000円の減額は、下水道使用料を減額するもので、5款2項1目雑入17万7,000円の追加は石狩川流域下水道組合負担金前年度精算還付金の計上であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第40号

○議長（高橋成和） 次に、日程第12、議案第40号 令和5年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第40号 令和5年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

（総則）

第1条 令和5年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めたる収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、第1款水道事業収益、既決予算額1億1,598万6,000円、補正予算額31万6,000円、計1億1,630万2,000円。

第2項営業外収益、3,341万9,000円、31万6,000円、3,373万5,000円。

(支出)

科目、第1款水道事業費用、既決予算額1億1,598万6,000円、補正予算額31万6,000円、計1億1,630万2,000円。

第1項営業費用、1億699万6,000円、31万6,000円、1億731万2,000円。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のとおり改める。

第1号、職員給与費、既決予算額2,167万円、補正予算額38万4,000円の減、計2,128万6,000円。

次ページでございます。令和5年12月13日提出、北海道上砂川町水道事業管理者、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、議案第40号について内容の説明をいたします。

3ページであります。令和5年度上砂川町水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道事業収益31万6,000円の追加で、1億1,630万2,000円となります。

2項営業外収益31万6,000円の追加で、3,373万5,000円となります。

2目繰入金31万6,000円の追加で、3,181万円となります。

収益的支出、1款水道事業費用31万6,000円の追加で、1億1,630万2,000円となります。

1項営業費用31万6,000円の追加で、1億731万2,000円となります。

1目原水及び浄水費70万円の追加で、2,300万5,000円となります。

4目総係費38万4,000円の減額で、2,399万4,000円となります。

事項別明細書4ページ、収益的支出でございます。収益的支出、水道事業費用、営業費用、1目原水及び浄水費70万円の追加は、本年度雨が少なく猛暑が続いたことから、薬品使用料が増加したため追加するもので、4目総係費38万4,000円の減額は人勸による追加と退職手当組合負担金の負担率変更に伴う減額を相殺したことによるものです。

次に、収益的収入に参ります。収益的収入、水道事業収益、営業外収益、2目繰入金31万6,000円の追加は、一般会計繰入金を追加するものであります。

以上でございます。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎休会について

○議長(高橋成和) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。行政常任委員会開催のため、明日14日を休会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、明日14日は休会することに決定いたしました。

また、15日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席いただきますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

（散会 午前11時01分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 藏 根 高 史

署 名 議 員 笹 木 笑 子

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 5 年

上砂川町議会第 4 回定例会会議録（第 2 日）

1 2 月 1 5 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 5 4 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
第 2 一般質問
第 3 議案第 3 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
第 4 議案第 3 5 号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
第 5 議案第 3 6 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について
第 6 議案第 3 7 号 空知中部広域連合規約の一部変更について
第 7 議案第 3 8 号 令和 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）
第 8 議案第 3 9 号 令和 5 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 9 議案第 4 0 号 令和 5 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）
※ 議案第 3 4 号～第 4 0 号は、質疑・討論・採決とする。
第 1 0 調査第 4 号 所管事務調査について
第 1 1 派遣第 4 号 議員派遣承認について
（追加日程）
第 1 2 議案第 4 1 号 令和 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 7 号）

○会議録署名議員

2 番 藏 根 高 史 3 番 笹 木 笑 子

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は、石田議員が体調不良のため欠席により7名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和5年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番、藏根議員、3番、笹木議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（高橋成和） 次に、日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 藏 根 高 史 議員

○議長（高橋成和） 2番、藏根議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（藏根高史） それでは、高齢者の運転事故抑止取組についてお伺いいたします。

本町においては、今年1月20日に交通事故死ゼロの日4,500日を達成し、令和6年6月4日の5,000日に向かって町民一丸となって交通安全に取り組み、ぜひ達成したいものと考えております。

統計によりますと、昨年65歳以上の高齢ドライバーによる事故件数は、10年前と比べ65.9%にまで減少しました。ただ、全体の事故件数が大きく減少しているのに対し、高齢ドライバーによる事故の割合は16.3%から24.4%に増加しております。中でも75歳以上の高齢ドライバーと75歳未満のドライバーの死亡事故を比較すると、75歳以上の高齢ドライバーでは工作物への衝突や路外逸脱といった単独事故が多い傾向にあります。また、事故原因の第1位は、認知機能の低下に伴う操作不適で、ハンドル操作のミスとブレーキとアクセルの踏み間違いがその大半を占めているとのこと。今年に入ってから高齢者による操作不適で死亡事故に至ったという報道が多く、道内におきまして今年10月14日に釧路で77歳の男性のアクセルとブレーキの踏み間違いにより4歳の子供が死亡した事故は記憶に新しいところであります。

高齢者の操作不適事故を防ぐには、通称サポカーと呼ばれる安全運転サポート車に乗り換えるのが一番いい方法ですが、2021年より新型車には自動ブレーキシステムの搭載が義務づけられましたが、新車購入には多額の費用がかかり、高齢者にとって大きな負担となっています。国では、踏み間違い抑制装置の装着費用の半額を補助しておりましたが、現在はその補助が終了しております。その後、高齢者の方が安心、安全に運転していただくという観点から、独自支援を行っている自治体もあると伺っております。

現在高齢者の安全運転のため、70歳以上の運転者は更新時高齢者講習、75歳以上は認知機能検査を受け、その結果に基づいた高齢者講習の受講が義務づけられています。72歳以上の更新は、免許の有効期間は3年となっており、例えば90歳の方でも検査に異常がなく、受講すれば3年間は運転できることとなります。しかしながら、認知機能の低下は、周囲の環境や対応によって一気に進むこともあり、現に多くの事故が起きていることから、3年に1度の検査では遅過ぎるのではないかと危惧しているところでもあります。以上の点を踏まえまして、2件お伺いたします。

1つ目、高齢ドライバーの多い本町も急発進抑制装置の設置を推奨しているものと思いますが、町内にはまだ抑制装置未設置車が多く見受けられます。町が独自に設置に向けて支援し、高齢者の事故を未然に防ぐことが必要と考えますが、見解をお伺いたします。

2つ目といたしまして、上砂川町では昨年23名、今年は11月下旬までに10名の方が運転免許を自主返納されたとお伺いしました。高齢者の安全運転への意識向上を図るとともに、認知機能低下による運転不適格な高齢ドライバーを早期発見、免許の自主返納を促すことを目的とした高齢者への定期的な運転講習を独自に実施してはいかがかと考えますが、見解をお伺いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの2番、藏根議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） 2番、藏根議員のご質問、高齢者の運転事故抑止の取組についてお答えいたします。

1点目のご質問、急発進抑制装置の設置に対する支援についてであります。国交省において既にサポカー補助制度は終了したものの、高齢運転者の特性を踏まえた改正道路交通法の施行や移動手段確保の対策を継続しておりまして、本町においては運転に不安がある方に対して3年間有効なタクシー券5万円を交付する高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施しており、免許を返納しても少しでも外出しやすくなるよう乗合タクシー制度を実施し、これらの事業を最優先に進めることにより安全装置の有無にかかわらず運転に不安のある方の支援を行うとともに、高齢運転者標識の活用を促すなど、交通安全啓発による意識の高揚を図ってまいります。議員ご質問の急発進抑制装置の設置に対する支援については、国交省や警察庁の取組に注意するとともにニーズも鑑み、今後も検討してまいりたいと考えております。

2点目のご質問、高齢者の運転講習の実施についてであります。認知機能の疑いがある

る場合は医師の判断が必要であり、その検査は警察主導で行っているということもありまして、認知機能低下による運転不適者の判断や早期発見を町が行うことは難しいというふうに考えております。しかしながら、例えば認定こども園や小学校において交通安全教育を行っておりますのと同様、老人クラブ単位での交通安全教室や運転講習の開催等について関係機関へ協力を仰ぐことは可能と思われまますので、ニーズに応じた対応を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、来年6月4日に交通事故死ゼロの日5,000日の達成に向けまして、今後も関係機関と連携しながら交通安全運動を進めてまいりたいことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○2番（藏根高史） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 小 澤 一 文 議 員

○議長（高橋成和） 次、4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

初めに、災害時に指定避難所となる学校施設のトイレ整備について質問します。学校施設のトイレは、洋式化に加え、感染症対策等の衛生面での向上を図り、児童生徒が安心して使える快適な場所につくり替えていくことが望まれています。この衛生管理面での取組に洗浄機能付トイレの設置、手洗いの自動水栓の導入、小便器の自動洗浄化、照明の自動化、床面の乾式化の促進等があります。この学校トイレの洋式化の現状は、中央小学校の洋式便器率が35.7%、上砂川中学校は57.1%となっています。児童生徒数の減少や再編問題等がありますが、計画的な洋式化の推進が必要ではないでしょうか。

一方、避難所は、災害発生時に住民が一時的に滞在し、安全を確保するための施設です。避難所では、被災者、特に障害者や高齢者、子育て中の方等が避難所での生活を余儀なくされた際に良好な生活環境を確保し、健康を維持するために特に避難所のトイレについて強い問題意識を持って捉える必要があります。劣悪なトイレ環境は、健康を脅かすとも言われ、多目的トイレや洗浄機能付トイレ、そして手すりの設置、また多様性に配慮したトイレの設置等の整備が求められています。

災害時には、中央小学校、上砂川中学校の両校は指定避難所として利用されますが、こうした学校トイレの整備に関しては、あらかじめ指定避難所として利用されることを前提にした考え方で対応するのが効果的ではないかと考えます。基本的に学校施設や設備等の改修は、学校施設長寿命化計画に基づき適時に判断し、維持向上に努めるものと承知していますが、避難所の生活環境改善のためのトイレ整備について国は緊急防災・減災対策債で国庫負担の対象とし、手厚い財政措置を講じています。そこで、この事業債を活用し、災害時を見据え、避難所となる学校の災害対策機能強化の一環として学校トイレの整備を

進めるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、学校施設利用計画の策定についてお伺いします。避難所として学校施設を利用するに当たり、学校施設利用計画の策定が重要とされています。学校施設利用計画とは、例えば支援物資をどこに保管するのか、要配慮者用の専用スペースはどうするのか等々、避難所としての運用方法を定めるものです。また、被災後、災害からの復旧、復興の第一歩は教育活動の再開にあるとして、避難生活と教育活動の再開との体制をあらかじめ利用計画に決めておくことで適切な対応につなげることができます。このように利用計画の策定は被災者を円滑に受け入れ、学校施設を効果的に利用できるものとして大変重要視されています。文科省は、昨年12月時点での公立学校における学校施設利用計画の策定状況を全体の68.9%と公表しました。本町は、利用計画を策定し、非常時に備えるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、福祉避難所についてお伺いします。福祉避難所は、災害時に1次避難所に避難した方のうち、1次避難所での生活が困難で特別な配慮が必要な方を対象に開設される2次避難所です。本町では、デイサービスセンターの1施設が指定されています。従前は1次避難所において保健師等のトリアージを経て、要配慮者は福祉避難所へ移送するという工程でしたが、令和3年5月に福祉避難所の確保・運営ガイドラインで要配慮者の福祉避難所への直接避難を促進するとの改定がありました。特に避難行動要支援者について個別避難計画の作成が市町村の努力義務となり、要配慮者お一人お一人の状況の把握に努めるとともに、事前に受入れ対象者の調整を行うものとしています。そこで、福祉避難所への直接避難に対する体制等の取組状況についてお伺いします。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、小澤議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、米田教育次長。

○教育次長（米田淳一） 4番、小澤議員の1件目のご質問、避難所としての学校トイレ整備及び学校施設利用計画の策定についてお答えいたします。

初めに、現在各学校に設置されているトイレの状況は、男子、女子、教員用合わせて小学校で28か所中、和式トイレが18か所、中学校では使用されていない3階を除き28か所中、和式トイレが12か所ございます。議員が述べられたように、学校施設は災害時において指定避難所となっております。被災者が一定時間滞在する際、衛生面において洗浄機能等のついた洋式トイレは望ましいと考えますものの、現在の和式トイレにつきましては小中学校校舎の大規模改修時において各学校側より子供たちが外へ出かけた際、和式トイレの使い方戸惑うことのないよう残してほしいとの要望があり、今に至っております。

災害時におきましては、災害対策本部において発災状況などに応じてどこかの避難所を開設するのか決定いたしますが、議員が述べられたとおり、災害からの復旧は第一に教育活動の再開でありますことから、災害の規模にもよりますが、学校施設は極力授業の優先を念頭に置きながら避難所の開設を災害対策本部にて考えております。また、断水を伴う災害時には水洗トイレは使えないことから町では携帯トイレを備蓄しており、このトイレで

対応することとしております。

小中学校は、避難所として位置づけられていることから、あらかじめ対策は大変重要と認識いたしますが、執行方針で述べておりますとおり、小中一貫教育の推進に向けた今後の学校の在り方について検討を始めており、これを実施するために校舎を新築もしくは増改築を行う必要が想定されることから、小中一貫校の設置を検討する際にトイレの在り方も併せて検討してまいります。

次に、学校施設利用計画の策定であります。文部科学省では本年7月に北海道教育委員会を通して昨年12月に行った避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査結果を示した中で、避難所に指定されている全国の学校数2万9,856校のうち、学校施設の利用方針を策定している学校数は68.9%、2万564校と公表いたしました。調査項目では、備蓄倉庫、非常用発電機、飲料水の確保対策、通信設備、断水時のトイレ対策の有無の確認などであり、文科省では努力義務ではありますが、未策定の学校は設置者と防災担当部局が連携し、策定するよう求めておりますが、本町の場合担当課において備蓄品は年次で整備を進め、発災の際には必要な物資を必要な避難所へ迅速に配給可能な状態にありますことから、さきに述べた小中一貫校の設置時に併せてこれら防災機能を網羅した計画の策定を行ってまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） 次に、鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） 4番、小澤議員の2件目のご質問、福祉避難所への直接避難の取組状況についてお答えいたします。

本町においては、災害時における安否確認や円滑な避難支援等を行うため、平成27年度に個別避難計画を策定し、避難行動要支援者名簿に登録された方に対して、特に配慮を要する事項や避難支援協力者などの情報を整備したところであります。万一大規模災害が発生した際には、上砂川町福祉避難所開設対応マニュアルに従い、一般避難所での生活が困難な避難行動要支援者の受入先として福祉避難所を開設いたしますが、災害時の現場では多くの場面で臨機応変な対応が求められます。このことから、発災状況や移送体制の状況に応じて災害対策本部長の判断、指示による緊急一時的な避難所の開設が可能であることに加え、防災担当や保健師、地域包括支援センター、社会福祉協議会などが連携することにより、議員ご質問の福祉避難所への直接避難も含め、要支援者おのおのの生活状況に合わせた柔軟な避難支援を行うものとしております。

本町においては、有事の際に備え、陸上自衛隊など多くの関係機関と防災協定を締結している中、幸い大規模な災害は発生しておりませんが、避難支援はもとより平常時の取組として個人情報の観点から本人の同意を得た上で避難行動要支援者名簿の整備更新を行うとともに、物資や移送等の確保、さらには情報の共有化と地域防災力の強化という観点から、各町自治会の協力を得ながら自主防災組織の結成に努めるなど、防災体制の強化を図ってまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。小澤議員。

○4番（小澤一文） それでは、学校施設利用計画の策定並びに福祉避難所の運営につきましては、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

再質問ですが、避難所のトイレについて再質問させていただきます。先ほど私の質問に対する教育次長の答弁の中にもありましたが、断水等によって避難所のトイレが使用できなくなった際、携帯用トイレを備蓄しているという答弁でありましたが、現在では多くの自治体においてマンホールトイレの整備というのが推進されてきておりまして、これは排せつ物を直接下水道に流せて、衛生環境が確保されて大変有効とされているのですけれども、このマンホールトイレの整備についても本町はぜひ検討して推進を図るべきではないのかなと考えておりますが、見解をお伺いします。

○議長（高橋成和） ただいまの小澤議員の再質問に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいまの小澤議員の再質問に私から答弁させていただきます。

答弁というよりも今の再質問については要望かなというふうには思っておりますけれども、まずは今備蓄品、これらをどういうふうにしちっと備えていくか、これは最優先にしたいというふうを考えております。

また、全国的な話でいきますと、やはり行政面積の規模ですとか財政状況、それから水洗の普及率、これらが全部整った状態の中でマンホールポンプに直接入れるトイレということになるかというふうに思っています。まずは、今は最低限必要な部分から整備をしながら、次の段階で検討したいと思えます。

以上です。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再度質問があれば許可いたしますが、小澤議員、よろしいですか。

○4番（小澤一文） 終わります。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 笹木 笑子 議員

○議長（高橋成和） 次に、3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（笹木笑子） 議長の許可を得られましたので、質問させていただきます。

災害及び緊急防災情報伝達手段についてお伺いします。本町における町民への災害及び防災情報の伝達手段は、主に広報車、ライン、登録制メール、地上デジタルテレビ放送などでの伝達であります。現在のライン登録数は675人、防災事前登録数は165人です。この数字から、スマートフォンを利用してもメールなどからの情報は限られた方にしか届いていません。広報車で周知も建物の機密性が高い家屋、特に高齢者には聞き取れない状況です。また、地デジの活用についても日常的な活用に至っていないと推測されます。自然災害にとどまらず、昨今の熊の出没情報、Jアラートの配信など、緊急を要する情報もスマートフォンを持っていない人、登下校時には持ち歩かない児童生徒には届

いていません。伝達手段として多重性、多様性の視点を持った対応が重要と考えます。

そこから防災行政無線の情報、緊急を要する情報をいち早く多くの町民のもとに届けるための手段として、屋外拡声子局、屋外スピーカー、戸別受信機、屋内スピーカーなど音声による伝達手段は効果的なのではと考えます。また、それらは災害情報に限らず、毎日定時的に放送することで時報として、行事、イベント情報の周知など広報としての利便性も高いと考えます。既に防災行政無線が配置済みの町村の75%は配備されているとのことです。財政的な課題も考えられますが、町の執行方針に掲げられています安心、安全に暮らす町づくりの推進、またこのたび11月に作成されました町DX推進方針の基本方針2、デジタル活用による情報発信の推進に示されています町民の利便性の向上につながる事業として安心、安全の確保になると考えられます。情報発信の伝達手段について町としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、笹木議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） 3番、笹木議員のご質問、災害及び緊急防災情報伝達手段についてお答えいたします。

本町におきましては、災害対策基本法に基づき災害に関する予報、警報を住民に伝達するためにホームページや広報車、消防サイレンの吹鳴、そしてスマートフォンやテレビを活用した周知に加え、小中学生の通学の際には教育委員会による独自の呼びかけを行いながら防災情報の伝達を行っているところであります。議員ご指摘のJアラートの配信時にスマートフォンを持っていない方や児童生徒に情報が届かないということではありますが、町と砂川地区広域消防組合との協定締結により消防によるサイレン吹鳴を行い、町民に情報周知をしており、地デジにつきましてもスマートフォンを持っていない方への貴重な情報伝達ツールとなっております。

国においては、住民への災害情報等を確実に伝達するために、複数の災害情報伝達手段の組合せと一つ一つの災害情報伝達手段の強靱化を進めており、市町村にはソフト面とハード面、双方による情報伝達が求められているところであります。このことから、現在同報系行政無線の整備を検討しており、例えば地理的特徴を考慮した屋外スピーカーの配置箇所の調査、スマートフォンや携帯電話を保有していない世帯の方への対応として戸別受信機の有効性についての確認、また費用対効果を検証しながら、より効果的な伝達手段を模索しているところであります。同報系無線の整備には多額の費用を要することから、国の緊急防災・減災事業債等による地方財政措置が講じられるよう令和7年度までに事業を進めていく予定であります。

なお、現在のソフト面による伝達につきましても引き続き登録制メールや町公式ラインへの登録を促すとともに、情報伝達の重要性を理解していただけるよう周知を図りながら、伝達手段の多重化について推進していくことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。笹木議員。

○3番（笹木笑子） ただいまの答弁で今後の方向性等は理解しました。その中で、現在既に消防によるサイレンの吹鳴ということでお聞きしたのですけれども、一番近い周知はいつぐらいで、どの方法でされていたのでしょうか。

○議長（高橋成和） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） ただいまの再質問なのですが、Jアラートのサイレン吹鳴につきましては、平成29年10月1日に上砂川町と砂川地区広域消防組合が協定を締結して、全国瞬時警報システムにより受信された情報について消防がサイレンを吹鳴して住民周知を図るということで、広報で平成29年に載せています。ただ、それ以降何度載せたかはちょっと承知はしていないのですが、Jアラートの場合につきましては30秒吹鳴をして6秒休止、これを5回繰り返します。火災の場合については、3秒吹鳴し2秒休んでを10回繰り返すということで、消防のほうにも町民の方に広報等で周知するように伝えておりますので、今後は年に数回周知するように徹底していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再度質問を許可いたしますが、よろしいですか。

○3番（笹木笑子） はい。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第34号 議案第35号 議案第36号 議案第37号 議案第38号
議案第39号 議案第40号

○議長（高橋成和） 次に、日程第3、議案第34号から日程第9、議案第40号については既に提案理由並びに内容説明が終了いたしておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第34号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第35号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第35号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第5、議案第36号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第36号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第6、議案第37号 空知中部広域連合規約の一部変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第37号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 空知中部広域連合規約の一部変更については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第7、議案第38号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第38号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第8、議案第39号 令和5年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第39号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 令和5年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第9、議案第40号 令和5年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第40号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 令和5年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第4号

○議長（高橋成和） 次、日程第10、調査第4号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、行政常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査についての申出がありましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第4号

○議長（高橋成和） 次、日程第11、派遣第4号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に議案1件が所定の手続を経て提出されており

ますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎議案第41号

○議長（高橋成和） 日程第12、議案第41号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第41号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,720万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月15日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第41号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款国庫支出金1,500万円の追加で、2億9,083万1,000円となります。

2項国庫補助金1,500万円の追加で、1億3,382万1,000円となります。

19款繰越金200万円の追加で、1億1,086万5,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が1,700万円の追加で、32億9,720万円となります。

2、歳出、2款総務費1,700万円の追加で、4億4,400万3,000円となります。

1項総務管理費1,700万円の追加で、4億199万5,000円となります。

歳出合計が1,700万円の追加で、32億9,720万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項14目電力・ガス・食料品等価格高騰対策費1,700万円の追加で、5,710万円となります。このたびの補正は、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が追加されたことによるもので、本町

においては物価高対策として町内で利用できる商品券を全世帯に1万円分交付するものがあります。基準日は、12月1日現在町内に住所を有する世帯としておりますが、商品券の印刷等に時間がかかり、発送が1月中旬頃になることから、対象世帯は基準日以降引き続き住所を有する世帯と発送日までに転入した世帯も対象とするものであります。商品券の有効期限は3月末までとしております。12節委託料150万円の追加は、商品券交付事務を会議所に委託するもので、18節負担金、補助及び交付金1,550万円の追加は全世帯に1万円分の商品券を交付するものであります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、14款2項1目総務費補助金1,500万円の追加は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の計上で、19款1項1目繰越金200万円の追加は前年度繰越金の計上であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。吉川副議長。

○副議長（吉川 洋） 質問というよりは要望になるのかなと思えますけれども、ただいまの大変手厚い支援策を講じていただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それで、3月末までの期限ということでございますので、毎回いろんな支援券のときに高齢者の方々が使い忘れが結構あるのです。終わってから忘れていたとか、財布に入っても使い忘れるということも結構あるものですから、それも高齢者が多いので、できれば今回3月末ですから、3月の中旬あたりに老人クラブ連合会を通して期限が来ていますよ、使ってくださいというような情報発信をしていただくような仕組みをつくっていただければありがたいと思いますので、それを要望として発言をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 奥山町長。

○町長（奥山光一） 答弁ではないのです。今例えということでは老人クラブということで、それはあくまでも例えということではよろしいですか。それ以外の手段も含めて講じるということでもよろしいでしょうか。分かりました。

○議長（高橋成和） 吉川副議長。

○副議長（吉川 洋） ありがとうございます。すみません。

○議長（高橋成和） 笹木議員。

○3番（笹木笑子） 1万円の給付ということで、大変支えになるかなというふうに感じます。それで、今のお話から町民さんというか、手元に届くのは大体何月の中旬とか初旬とか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（高橋成和） 林副町長。

○副町長（林 智明） 先ほど予算の中でも説明したのですが、1月中旬頃に発送になる

予定になっています。今はそのぐらしかまだ分からない、印刷の状況がちょっとまだ分からないものですから、1月中旬頃には発送したいと思っております。

○議長（高橋成和） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第41号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎年末挨拶

○議長（高橋成和） 以上で今定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしました。

今年最後の議会でございますので、ここで町長よりご挨拶をいただきたいと思っております。奥山町長。

○町長（奥山光一） ご指示により、令和5年最終議会に当たりまして一言ご挨拶をさせていただきます。

今年も早いもので12月を迎え、第4回定例会の会期末を迎えたところであります。この1年、高橋議長をはじめ議員各位には大変厳しい状況の中でありまして、山積する本町の諸課題の解決に向けた取組にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、本会議並びに常任委員会におきまして提案いたしました各案件につきましても真摯なご審議を賜り、全議案につきまして原案どおり可決、決定いただきましたことに対しましても重ねてお礼申し上げます。

さて、今年も残り2週間余りとなりました。改めてこの1年を振り返りますと、猛威を振るった新型コロナウイルスが5月に第5類となり、コロナ禍の前のようなにぎわいのある生活を取り戻しつつある一方、昨年2月からのウクライナ侵攻などの国際情勢や円安などに起因する急激な諸物価高騰は住民生活に大きな影響を及ぼし、また少子高齢化による人手不足を主な要因とする公共交通機関の減便問題と国内、道内、そして本町にとりましても例年になく新たな課題が山積した1年であったと思うところであります。

本町におきましては、2020年の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、町民の感染予防対策や、前段申し上げましたが、物価高騰対策として住民生活支援、さらには地域経済支

援を議員各位のご理解の下、各政策を進めることができました。しかしながら、物価高騰は依然として収まる様相はないことから、今後も時々の状況を鑑みながら、必要な対策を講じなければならないというふうと考えているところであります。また、行政運営に当たりましてもDX、GXの推進をはじめ、行政事務が大きな転換期を迎えており、これらの課題にも取り組んでいるところであります。依然として人口減少、少子高齢化の進展など本町を取り巻く環境はますます厳しさを増しておりますが、議員各位、そして職員のお力をお借りしながら、持続可能な町づくりを進めてまいりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。改めて議員各位には、これまで住民代表として本町の発展、振興にご理解とご協力を賜りましたことに深く感謝を申し上げます。

結びになりますけれども、新型コロナウイルスに加え、現在インフルエンザも流行しておりますので、どうか皆様方にはご自愛いただき、年末年始を迎えられますようご祈念申し上げます、本年議会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。この1年、本当にありがとうございました。

○議長（高橋成和） 私からも一言ご挨拶申し上げます。

本年の第4回の定例会と臨時会をはじめとした数々の議会活動に対しまして、皆様の真摯な取組のおかげで無事終了することができましたこと心よりお礼申し上げます。

新型コロナウイルスは5類に移行されましたが、依然として猛威を振るっており、空知管内においてはインフルエンザも多くの感染者が発生していることから、引き続き感染対策に取り組まなければならないと思うところです。

現在の経済情勢については、円安が続き、食料品や燃料などの物価の高騰により私たちの生活に大きな影響を与えておりますが、国の価格高騰重点支援給付金の活用や町独自の支援対策などを行っていただいたところでございます。

本町の重要課題でございます人口減少問題や少子高齢化問題については、第7期総合計画後期基本計画、第2期総合戦略に基づき各種施策に取り組んでいるところでございますが、子育て支援や高齢者支援及び移住定住対策などや今後デジタル化や脱炭素化など新たな分野の対応や課題解決に向け、議会の立場として今後においても支援、協力していかねなければならないと考えております。町を取り巻く情勢は、目まぐるしく変化し、その対応に大変多くのご苦労があると思われませんが、奥山町長を中心に職員の皆様のご活躍を期待するところでございます。

冒頭にも申し上げましたが、議員各位におかれましては本年開催された各定例会、臨時会に提案されました全案件につきまして慎重審議をしていただいたことに対しまして感謝を申し上げます。また、円滑な議会運営にご協力を賜りましたことに対しましても重ねて感謝を申し上げます。

今年も残り少なくなりました。どうか理事者の皆様、そして議員の皆様方には健康にご留意され、ご家族共々お元気で新年を迎えられますようご祈念申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で令和5年第4回上砂川町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時54分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 藏 根 高 史

署 名 議 員 笹 木 笑 子